

令和元年 第2回（5月）

# 篠栗町議会臨時会

## 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和元年 第2回(5月)

# 篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

# 令和元年第2回 篠栗町議会臨時会

会 期

令和元年5月13日(月) 1日間

議事日程 第1号

令和元年5月13日(月) 午前10時開議

第1, 仮議席の指定

第2, 議長の選挙

第3, 議席の指定

第4, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番

第5, 会期の決定

第6, 副議長の選挙

第7, 常任委員会委員の選任

第8, 議長の常任委員の辞任

第9, 議会運営委員会委員の選任

第10, 議会広報編集特別委員会委員の選任

第11, 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

第12, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙

第13, 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

第14, 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

第15, 議案の上程(提案理由説明)

第16, 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]

第17, 議案第37号 財産の取得について

第18, 議案第38号 監査委員の選任について

令和元年 第2回(5月)

篠栗町議会臨時会

5月13日

令和元年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 令和元年5月13日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	大 楠 英 志
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産業観光課長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 付 課 長	岡 部 禎		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

○事務局長（佐伯 和久） おはようございます。この度は、ご当選おめでとうございます。私、事務局長の佐伯でございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

従いまして、年長の松田國守議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田 國守） 改めまして、おはようございます。

ただいまご紹介にあずかりました松田國守でございます。

本日、招集されました令和元年篠栗町議会第2回臨時会の開会にあたり、議長の職務を行うことになりましたので、よろしくお願い申し上げます。限られた期間でございますが、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

お諮りいたします。

この度の選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのですが、同じ篠栗町に住みながら初対面の方もいると思いますので、氏名、住所、職業程度の簡単な自己紹介をお願いいたしたいと思います。

いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（松田 國守） 異議がないようですので、ただいまより自己紹介をお願いいたします。

それでは、まず、机上の番号札の1番の議員から順次お願いいたしたいと思えます。どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 議員番号1番、藤木 高裕 と申します。今年31歳になります。職業は、今は議員とあと少しアルバイトをしております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田 國守） どうぞ次。

○議員（横山 和輝） おはようございます。議席番号2番、横山 和輝 でございます。年齢は、今年で33歳になります。職業は、ファミリーマートの店長をしておりますので、門松店にぜひ来ることがあればお立ち寄りください。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田 國守） はい、次の方。

○議員（品川 静） 議席番号3番、品川 静 でございます。今仕事は、ファスティ

ング旅館若杉屋で従事しております。和田に住んでおります。年齢は51歳です。

よろしくお願ひいたします。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。議席番号4番、古屋 宏治 でございます。尾仲区に住んでおります。年齢は55歳。職業は、博多区の方で小さな不動産屋をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。議席番号5番、田辺でございます。ベントナに住んでおります。年齢は63歳、無職でございます。

○議員（栗須 信治） おはようございます。議席番号6番、田中区に住んでおります。栗須 信治 と申します。今年から高齢者の仲間入りをいたします。どうぞひとつよろしくお願ひします。

○議員（村瀬 敬太郎） おはようございます。私、村瀬 敬太郎 と申します。議席番号は、仮番でございますので控えます。住所は、篠栗町の中町に住んでおります。現在54歳で、職業は建築業を営んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（今長谷 武和） おはようございます。庄区に住んでおります、今長谷 武和 と申します。新元号が変わりまして、私が1番最初にびっくりしたのは、令和が今長谷武和の今と和に見えまして、私の時代かなと思ひました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（大楠 英志） おはようございます。議席番号9番、大楠 英志 でございます。住まいは、萩尾でございます。年齢は、70歳です。よろしくお願ひします。

○議員（阿部 寛治） おはようございます。氏名は、阿部 寛治 でございます。尾仲区に住んでおります。職業は、取りあえず小さな会社の社長をしております。薬屋でございます。もう60年たちました。どうぞ皆さん方よろしくお願ひします。

○議員（荒牧 泰範） おはようございます。仮議席番号12番、荒牧 泰範 と申します。年齢は、今月末で57ですが、まだ辛うじて56でございます。住まいは、下町区の方に住んでおります。職業は、尾仲にある建材店に勤めております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（松田 國守） おはようございます。松田 國守 でございます。22歳まで志賀島で育ちました。22歳の時に結婚いたしまして、福岡市の方に出てきまして、それから転々といたしまして、篠栗に住んでから37年、和田に住んでおります、松田でございます。職業は小さな会社、それこそ人に手伝っていただいている会社でございます、細々とやっている会社でございます。その代表をやって

おります。年齢は、76歳でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、執行部の紹介をしていただきたいと思います。

○町長（三浦 正） おはようございます。町長の 三浦 正 でございます。任期まであと1年半余り、よろしくお願いいたします。

○副町長（松田 秀幹） おはようございます。副町長の 松田 秀幹 でございます。田中区在住でございます。よろしくお願い致します。

○教育長（太郎良 順一） おはようございます。3月に議会で承認いただきまして、4月1日から教育長に就任いたしました 太郎良 順一 でございます。住まいは、中町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（立花 博友） 総務課長の 立花 と申します。住まいは、山手区でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（藤 忠文） おはようございます。財政課長の 藤 忠文 と申します。粕屋町に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） おはようございます。まちづくり課長の 熊谷 重幸 と申します。中町区に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業観光課長（井上 勝則） おはようございます。産業観光課長の 井上 勝則 と申します。住まいは尾仲区に住んでおります。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（堀 雅仁） おはようございます。都市整備課長の 堀 雅仁 と申します。明治区在住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○収納課長（松岡 秀策） おはようございます。収納課長の 松岡 秀策 と申します。津波黒に在住しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（久芳 良行） おはようございます。税務課長の 久芳 良行 と申します。下町区に住んでおります。残りあと1年です。よろしくお願いいたします。

○会計課長（野寄 勇） おはようございます。会計課長の 野寄 勇 と申します。住まいは、新町区でございます。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（松熊 大） おはようございます。社会教育課長の 松熊 大 と申します。尾仲区に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（浦上 利浩） おはようございます。学校教育課長の 浦上 利浩 と申します。若杉区在住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康課長（栗原 俊孝） おはようございます。健康課長の 栗原 俊孝 と申します。宗像市から来ております。よろしくお願い致します。

○福祉課長（平山 智久） おはようございます。

福祉課長の 平山 智久 と申します。住まいは、ベントナヒルズです。よろしく  
お願いいたします。

○住民課長（田村 明広） おはようございます。住民課長の 田村 明広 と申しま  
す。庄区在住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども育成課長（井上 伸一） おはようございます。こども育成課長の 井上 伸  
一 と申します。中町区に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課長（八尋 正記） おはようございます。上下水道課長の 八尋 正記  
でございます。住まいは、尾仲区に住んでいます。どうぞよろしくお願ひします。

○都市整備課付課長（岡部 禎） おはようございます。都市整備課付で現在、須恵  
町外二ヶ町清掃施設組合（通称クリーンパークわかすぎ）に派遣職員として出向し  
ております。岡部 禎 と申します。現在、尾仲の方に住んでおります。出身は田中  
区です。生まれも育ちも篠栗町です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（佐伯 和久） 最後に、議会事務局長の 佐伯 和久 でございます。  
よろしくお願ひします。

開会 午前10時00分

○臨時議長（松田 國守） ありがとうございます。

それでは、本日は全員出席で、開議は成立いたします。

これより、令和元年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、選挙案第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

ただいまの出席議員は、12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 古屋 宏治 議員 と 田辺 弘之  
議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（松田 國守） 念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

○臨時議長（松田 國守） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いします。

(投票箱点検)

○臨時議長（松田 國守） 異状なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（松田 國守） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（佐伯 和久） ご記入されましたでしょうか。

1 番、藤木 高裕 議員。

2 番、横山 和輝 議員。

3 番、品川 静 議員。

4 番、古屋 宏治 議員。

5 番、田辺 弘之 議員。

6 番、栗須 信治 議員。

7 番、村瀬 敬太郎 議員。

8 番、今長谷 武和 議員。

9 番、大楠 英志 議員。

1 0 番、阿部 寛治 議員。

1 1 番、松田 國守 議員。

1 2 番、荒牧 泰範 議員。

○臨時議長（松田 國守） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

(投票漏れなし)

○臨時議長（松田 國守） 投票を終わります。

これより開票を行います。

古屋宏治議員と田辺弘之議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（松田 國守） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票、有効投票 1 2 票。

有効投票のうち 阿部 寛治 議員 9 票、荒牧 泰範 議員 3 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので 3 票です。

よって、阿部 寛治 議員 が議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 (松田 國守) ただいま議長に当選されました 阿部寛治議員に対し、会議規則 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選人の阿部議員の議長承諾と挨拶の発言を求めます。どうぞ。

○議長 (阿部 寛治) ただいま、議員各位のご推挙をいただき、再度、篠栗町議会議長に就任させていただき、心より感謝申し上げます。

令和元年、新たな時代の幕開けの年に議長という要職に就くことに対し、身に余る光栄でありますとともに、さらにその責任の重さを痛感しております。

申し上げるまでもなく、議会は議決機関、監視機関は基より、政策・立案機能も求められています。執行機関と健全な緊張関係を保ちながら、対話と協調の姿勢を貫き、円滑なる議会運営に取り組んでいきたいと考えております。

昨年は、「ささぶりっち」も完成し、現在は北産業団地の開発も着々と進んでおります。新しい令和の時代に篠栗町民が皆、安心・安全で心豊かに暮らしていけるまちづくりを皆さんとともに目指していきたいと思っております。

今後とも議員の皆様、ご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではありますが、議長就任挨拶に代えさせていただきます。

○臨時議長 (松田 國守) ご協力ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務は終了いたしました。

阿部 寛治 議長、議長席にお着きください。

(議長着席)

○議長 (阿部 寛治) 本日のこれからの議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

日程第 4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、1 番 藤木 高裕 議員と 2 番 横山 和輝 議員を指名いたします。

日程第5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたします。

日程第6、選挙案第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部 寛治) ただいまの出席議員は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 古屋 宏治 議員と田辺 弘之 議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

○議長(阿部 寛治) 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

○議長(阿部 寛治) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(阿部 寛治) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長(佐伯 和久) ご記入いただけましたか。

1番、藤木 高裕 議員。

2番、横山 和輝 議員。

3番、品川 静 議員。

4番、古屋 宏治 議員。

- 5 番、田辺 弘之 議員。
- 6 番、栗須 信治 議員。
- 7 番、村瀬 敬太郎 議員。
- 8 番、今長谷 武和 議員。
- 9 番、大楠 英志 議員。
- 10 番、阿部 寛治 議員。
- 11 番、松田 國守 議員。
- 12 番、荒牧 泰範 議員。

○議長（阿部 寛治） 投票漏れはありますか。  
(投票漏れなし)

○議長（阿部 寛治） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
古屋宏治議員と田辺弘之議員、開票の立ち会いをお願いします。  
(開票)

○議長（阿部 寛治） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 12 票、有効投票 10 票、無効投票 2 票です。  
有効投票のうち、村瀬 敬太郎 議員 10 票、以上のおりであります。  
この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので 3 票です。  
よって、村瀬 敬太郎 議員が副議長に当選と決定いたしました。  
議場の閉鎖を解きます。  
(議場開鎖)

○議長（阿部 寛治） 副議長に当選されました 村瀬 敬太郎 議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。  
当選人 村瀬敬太郎議員の副議長を承諾とそこご挨拶の発言を求めます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま皆様方の温かいご理解とご厚情により、伝統ある篠栗町議会の副議長という大任を押し、心から御礼を申し上げます。  
また同時に、その任務の重大さを痛感するものでありますが、幸い人格、見識とも卓越された議長のもとであります。今後は、阿部議長のもとに、町政の進展と円滑な議会運営に努めるとともに、さらなる活性化、また、議会の向上に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

どうかよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ

簡単措辞ではございますが、副議長にご推挙いただきましたお礼の言葉と就任のご挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） ここで、暫時休憩いたします。

常任委員会及び議会運営委員会等の件をお諮りしたいので、全員協議室にお集まり願います。執行部は待機しててください。

では、休憩とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時51分

○議長（阿部 寛治） それでは、本会議を再開いたします。

日程第7、「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、それぞれの常任委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長の互選については、各常任委員会において同条例第6条第2項の規定により、互選されましたのでご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に 古屋 宏治 議員、副委員長に 横山 和輝 議員。

文教厚生常任委員会委員長に 栗須 信治 議員、副委員長に 田辺 弘之 議員。

以上のとおりご報告をいたします。

日程第8、「議長の常任委員の辞任」を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

（議長退席し、副議長が議長席に着く）

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま議長から、その職責上の理由で、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。  
議長と交代をいたします。

(議長 着席)

○議長(阿部 寛治) 日程第9、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長互選については、同条例第6条第2項の規定により、互選されましたので、併せてご報告いたします。

議会運営委員会の委員長に 松田 國守 議員、副委員長に 古屋 宏治 議員。

以上のとおりご報告いたします。

日程第10、「議会広報広聴委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

議会広報広聴委員会委員の選任については、議会広報広聴委員会設置条例第3条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会広報広聴委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長互選については、同条例第4条第1項の規定により、互選されましたので、併せてご報告をいたします。

委員長に 栗須 信治 議員、副委員長に 品川 静 議員。

以上のとおりご報告いたします。

日程第11、選挙案第3号「粕屋南部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋南部消防組合議会議員に私、阿部 寛治 と 村瀬 敬太郎 議員、以上 2 名を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を粕屋南部消防組合議会議員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した私、阿部寛治と村瀬敬太郎議員 2 名が、粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第 12、選挙案第 4 号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に私、阿部 寛治 と 荒牧 泰範 議員、古屋 宏治 議員、以上3名を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した私、阿部寛治、荒牧泰範議員、古屋宏治議員、以上3名が須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第38条第2項の規定により、33条第2項の決定により、当選の告知をいたします。

日程第13、選挙案第5号「北筑昇華苑組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に 栗須 信治 議員 を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を北筑昇華苑組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した栗須信治議員が、北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第14、選挙案第6号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に私、阿部 寛治 を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した私、阿部寛治が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

諮った内容がここで終わりたいと思えます。

昼食後、本議会場にお集まりください。1時から再開したいと思います。

これで、暫時休憩といたします。

休止 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

日程第15号「議案の上程」をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第36号から議案第38号までの3議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 改めまして、皆様こんにちは。

本日は、4月統一地方選挙後の初の議会を招集いたしましたところ、議員全員ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の篠栗町議会議員一般選挙において、議員定数12に対して現職9名、新人4名、計13名の選挙戦を勝ち抜かれて、めでたく当選されました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。ご当選、誠にありがとうございました。

さて、ここで私が改めて申し上げるまでもなく、皆様方はこのたび篠栗町民の付託を受けられたわけございまして、今後は、議会人として、篠栗町と篠栗町民の将来における諸課題解決への取り組みについてはもちろんのこと、令和2年度からスタートするための準備に入りました篠栗町の新たな地方創生「第2次篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその実践を最重要課題と位置づけていただきまして、確実な成果を上げることができるようご協力賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

憲法第94条に、「地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」とされております。当然のことながら、このことは私を初めとする行政職員が目指していることであるのみならず、町民の直接選挙で選出された議会議員の皆様によりどころであることは言うまでもありません。

篠栗町議会におかれましては、これからの4年間、自治体運営の指針ともいうべき地方自治法第1条2項に謳う地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするを、常に意識していただきまして、憲法第93条に定める議事機関としての篠栗町議会の機能を十分に発揮していただき、篠栗町行政全般における最高の意思決定機関として、阿部議長のもと粛々と運営されることを願いますとともに、行政のチェック機関として、執行部に対しましてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い

申し上げます、議会招集にあたってのご挨拶といたします。

それでは、本臨時会に提案しております議案第36号から議案第38号までの3議案について説明をいたします。

議案第36号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成31年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、篠栗町税条例等の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、ふるさと納税制度の見直し、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、軽自動車の環境性能・種別割への特例等に関する措置等であります。

議案第37号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、防災行政無線（デジタル移動系）の更新業務により、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、移動系親局設備1局、移動系無線設備として、車載型無線装置23基及び携帯型無線装置20基。契約金額は、1,458万円。契約方法は、指名競争入札とし、契約の相手方は、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 九州社 社長 岩崎哲 であります。

議案第38号は、「監査委員の選任について」であります。

本議案は、議員のうちから選任する監査委員に 今長谷 武和 氏を選任したいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました3議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより直ちに、本日の議案の審査に入ります。

お諮りします。

議案第36号と議案第37号の2議案は、審査の慎重を期するため、ただいまから全員による審査会を開いて審査したいと思っておりますが、これに、ご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

それでは、本会議を暫時休止し、全員による審査を行いますので、全協室にお集まりください。

休止 午後 1時 7分

再開 午後 1時25分

○議長(阿部 寛治) 本会議を再開いたします。

これより日程に従い採決を行います。

日程第16、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」

篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第36号の朗読を税務課長に求めます。

久芳税務課長。

○税務課長(久芳 良行) 議案第36号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年5月13日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)並びに地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年省令第38号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年省令第39号)が、平成31年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものである。

専決第1号「専決処分書」

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日、篠栗町長 三浦 正

○議長(阿部 寛治) 本案は、ただいま全員による慎重な審査がなされております

ので、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

日程第17、議案第37号「財産の取得について」を議題といたします。

議案第37号の朗読を総務課長に求めます。

立花総務課長。

○総務課長(立花 博友) 議案第37号「財産の取得について」

次のとおり財産を取得するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第17号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得の目的 防災行政無線(デジタル移動系)更新業務

2、取得する財産 ①移動系親局設備(可動式)1局

②移動系無線設備

車載型無線装置23基

携帯型無線装置20基

3、契約金額 1,458万円

(うち取得に係る消費税及び地方消費税の額108万円)

4、契約の方法 指名競争入札

5、契約の相手方 福岡市博多区上呉服町10番1号

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社

九州社 社長 岩崎哲

令和元年5月13日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

防災行政無線(デジタル移動系)更新業務により、移動系親局設備及び移動系無線設備を取得するものである。

次ページに、物品類売買仮契約書を添付しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 本案も、ただいま全員による慎重な審査がなされております

ので、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18、議案第38号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定により、今長谷武和議員は除斥となりますので、退席を求めます。

(今長谷武和議員 退席)

○議長(阿部 寛治) それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

佐伯監査委員事務局長。

○事務局長(佐伯 和久) 議案を朗読いたします。

議案第38号「監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲214番地

氏名 今長谷 武和

生年月日 昭和25年9月17日

令和元年5月13日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

地方自治法第196条の規定により、議員のうちから監査委員を選任するため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの事務局長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

本案に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

今長谷武和議員に議席に戻っていただきます。

(今長谷武和議員 着席)

○議長(阿部 寛治) 改めて、ご報告いたします。

議案第38号「監査委員の選任について」は、原案のとおり全員賛成で同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

ここでお諮りします。

議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、議会閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

これを日程に追加し、議題にいたしたいと思っておりますので、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の継続調査の件についてを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

追加日程第1、「議会閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会臨時議長

松田 國守

---

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---